

立川市教育委員会就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市教育委員会処務規則（昭和43年10月1日教育委員会規則第2号）の改正に伴い、
係名称が変更となるため、該当箇所を修正する。

立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則

立川市就学支援等検討委員会規則（平成26年立川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(庶務)</u> 第12条 <u>検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育支援課において処理する。</u></p> <p>(委任) 第13条 この規則の施行に係る検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が<u>検討委員会</u>に諮って定める。</p>	<p><u>(幹事及び書記)</u> 第12条 <u>検討委員会に幹事及び書記を置く。</u></p> <p>2 <u>幹事は、教育委員会事務局教育部教育支援課相談係長を、書記は、教育委員会事務局教育部教育支援課相談係職員を充てる。</u></p> <p>3 <u>幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理し、書記は、委員会の事務に従事する。</u> (委任) 第13条 この規則の施行に係る検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が<u>委員会</u>に諮って定める。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。